

# 津波避難対策としての防災集団移転促進事業の 活用促進に向けた補助制度の充実

政策提言先 国土交通省

## 政策提言の要旨

「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」において、「防災集団移転促進事業」に関する特例措置が盛り込まれたことは画期的なことであり、これにより、地域がまとまって高台へ移転する検討が進むものと期待しています。

津波による大きな被害が想定される地域において、事前防災の観点で非常に有効な高台移転制度の活用を促進するためには、市町村の財政負担を軽減させることが必要であり、以下の内容について提言します。

## 【政策提言の具体的内容】

### ○防災集団移転促進事業の補助基本額の合算限度額の引き上げ

制度上の補助率は3/4だが、補助基本額の合算限度額（1戸あたり1,753.5万円）が設定されているため、特別交付税を加えても実質的な国庫負担割合は1/3程度にとどまり、市町村負担が大きくなる。

### 【50戸の住居を近隣の高台に移転した場合の市町村負担の試算】

総事業費	国庫負担	市町村負担	住民負担
22.4億円	= 8.3億円 (37%)	+ 9.2億円 (41%)	+ 4.9億円 (22%)

国庫負担の内訳	
補助金	合算限度額（1,753.5万円×50戸）×3/4=6.6億円
特別交付税	1.7億円

【参考】宮城県内の防災集団移転促進事業の試算（東日本大震災復興構想会議（第9回）資料より）

総事業費4,250億円÷対象戸数13,900戸⇒1戸あたり事業費3,057万円（沿岸12市町59地区）

## 【政策提言の理由】

文部科学省地震調査研究推進本部が昨年1月に公表した長期評価では、南海トラフにおける今後30年以内の地震発生確率は70%程度と、その切迫度は年々高まってきています。

本県では、全国最大となる34mの津波の襲来が想定されている黒潮町において、地域住民を交えて、事前防災の視点で高台移転の具体的な検討を行ってきました。

その結果、「防災集団移転促進事業」の補助率は3/4と手厚いが、その対象となる補助基本額に合算限度額（1戸当たり1,753.5万円）が設定されているため、特別交付税を加えても実質的な市町村の財政負担が非常に大きくなり、計画を断念せざるを得ない実情となっています。

事前の津波避難対策として津波避難対策緊急事業計画に基づき「防災集団移転促進事業」の活用を促進するためには、補助基本額の合算限度額を地域の実情に合わせて引き上げ、市町村の財政負担を軽減させることが必要です。

【高知県担当課室】危機管理部南海トラフ地震対策課

南海トラフ地震対策特別措置法における津波避難対策緊急事業に係る特例措置

- 集団移転促進事業に係る特例措置
    - ・ 集団移転促進法の特例  
(要配慮者が利用する施設の土地取得造成費を補助対象化)
    - ・ 農地法の特例 (農地転用の許可条件の緩和)
    - ・ 地方財政法の特例  
(公共・公用施設の除却に地方債を充当可能) 等
- H27.4.9要綱改正  
補助基本額の合算限度額に要配慮者施設の土地取得造成費を上乗せ
- 集団移転促進事業関連の要配慮者が利用する施設の移転に対する財政上の配慮等 (施設の移転建替えに係る支援)
    - ・ 補助制度を用意 【教育施設(公立学校1/2)】【医療施設(政策医療を担う民間医療機関1/3)】
    - ・ 補助制度を継続 【社会福祉施設等】  
※国庫補助対象外の施設についても地方財政措置 等

集団移転促進事業(住居の移転)に関連した要配慮者が利用する施設の移転が可能に!

しかしながら

集団移転促進事業を活用した市町村負担の試算

【50戸の住宅を近傍の高台に移転した場合】

住民負担を含む全体事業費 22.4億円	
補助対象事業費 17.5億円	住民負担4.9億円

補助基本額 16.6億円 (補助率3/4)
--------------------------

補助金額 12.5億円	市町村負担5.0億円	住民負担4.9億円
-------------	------------	-----------

補助基本額は「合算限度額(1戸あたり1,753.5万円)」が上限として設定されている

合算限度額 8.8億円 (補助率3/4)	※特別交付税	合算限度額が地域の実情に合っていない 市町村の負担額が増加
補助金額 6.6億円	※	市町村負担 9.2億円
実質国庫負担 8.3億円		住民負担 4.9億円

【参考】宮城県内の防災集団移転促進事業の試算 <東日本大震災復興構想会議(第9回)資料より>  
総事業費4,250億円÷対象戸数13,900戸≒1戸あたり事業費3,057万円 (沿岸12市町59地区)

実質的な国庫負担は1/3程度!

住居の移転だけでも

市町村の負担が非常に大きい(約4割)

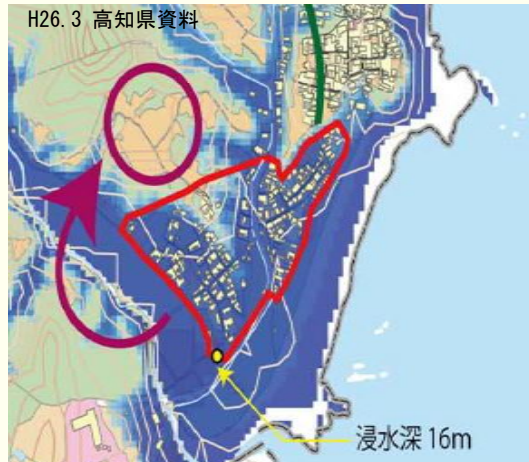
集団移転促進事業には補助基本額に合算限度額が上限として設定されている

黒潮町出口地区の検討状況

「防災集団移転促進事業」を活用した高台移転ケーススタディ

50戸の住宅を近傍の高台に移転

H26.3 高知県資料



この地図は、承認番号「平成24情復、第566号」により国土地理院長の承認を得たものから、一部抜粋して使用したものである。

南海トラフ地震対策特別措置法の成立により、津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業に関連した要配慮者が利用する施設を移転する制度が実現しました。この制度をより一層促進するためには、集団移転促進事業に係る市町村の財政負担を軽減させることが必要です。

提言

事前復興の観点から実施する津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業については、地域の実情を踏まえて補助基本額の合算限度額を設定していただきたい